



公 示 書

下記の書類は、送達不能のため当職において保管しています。申し出があれば、送達を受けるべき者にお渡しします。

地方税法第20条の2第1項の規定に基づき公示します。

【注意】

この公示は、掲示を始めた日から起算して7日を経過した日に下記の書類が送達されたものとみなされます。

(地方税法第20条の2第3項)

那塩収公示第8号

令和8年5月28日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎



記

送達を受けるべき者	栃木県那須塩原市亀山 87 番地 2 人見 正和
書類の名称	督促状